

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／自然再生法

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：自然再生法

■ 自然再生法(Nature Restoration Law)

- EU理事会は、2023年6月20日に自然再生法の法案について、一般的アプローチ(議会が本会議で「立場」を採択する前に、EU理事会として合意した意見を採択・表明するもの)の合意に達した。
- その後、理事会と欧州議会は、2023年11月22日に自然再生法に関する暫定的な政治合意に達した。

目的

- 同提案は、2030年までにEUの陸地と海域の少なくとも20%、2050年までに再生が必要なすべての生態系を再生するための措置を講じることを目的としている。
- 農地、森林、海洋、淡水、都市生態系など、リストアップされた各生態系において、自然回復のための具体的で法的拘束力のある目標と義務を定めている。

劣化防止要件

- 自然再生法においては、良好な状態に達した再生対象地域や、附属書I及びIIに記載された陸域及び海域の生息地が存在する地域の劣化を防止することが求められている。
- この要件は、努力規定となった。

規制の範囲と目標

- 自然再生法は、加盟国の陸と海の生息地全体で劣化した生態系を回復させ、気候緩和と適応に関するEUの包括的目標を達成し、食料安全保障を強化することを目指し、同法は、加盟国に対し、2030年までにEUの陸地と海域の少なくとも20%を回復させるための対策を確立し、実施することを求めている。
- 同法は、湿地、草原、森林、河川、湖沼などの陸域、沿岸、淡水の生態系、海草、海綿、サンゴ礁などの海洋生態系(附属書I及びIIに記載)を対象としている。加盟国には、2030年までに、これらの附属書に記載されている生息地のうち、状態の悪いものを少なくとも30%を回復させるための措置を講じることを求めている。
- 加盟国はまた、2040年までに状態の悪い生息地の少なくとも60%、2050年までに少なくとも90%を回復させるための措置を確立しなければならない。

(参照) European Councilウェブサイト” Nature restoration: Council and Parliament reach agreement on new rules to restore and preserve degraded habitats in the EU” 29 Nov 2023,

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／自然再生法

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：自然再生法(その2)

■ 自然再生法(Nature Restoration Law)

- 欧州議会は、2024年2月27日に、自然再生法を採択した。

再生義務

- 農業生態系における生物多様性を改善するために、EU諸国は以下の3つの指標のうち2つを改善していく必要がある。
 - 草地蝶指数(grassland butterfly indicator)
 - 多様性の高い景観特性を有する農地の割合
 - 農地鉱物質土壌中の有機炭素蓄積量
- 鳥類は生物多様性の全体的な状態を示す良い指標であるため、一般的な農地の鳥類指標を高めるための対策も講じなければならない。
- 排水された泥炭地を再生させることは、農業部門の排出量を削減する最も費用対効果の高い方法のひとつであるため、EU諸国は、2030年までに排水された泥炭地の少なくとも30%(少なくとも4分の1は再湿潤化されなければならない)、2040年までに40%、2050年までに50%(少なくとも3分の1は再湿潤化されなければならない)を再生させなければならない。再湿潤化は、農業者や私有地所有者の自主的なものとなる。
- この法律は、議会の要請に従って、EUの消費に十分な食糧生産に必要な土地を著しく減少させるような場合には、例外的に農業生態系の目標を一時停止することができる。

(参照) European Parliamentウェブサイト” Nature restoration: Parliament adopts law to restore 20% of EU’s land and sea” 27 February 2024,

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／土壌モニタリング法

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー:土壌モニタリング法

■ 土壌モニタリング法

- 2030年に向けたEUの土壌戦略の目標を達成するため、欧州委員会は2023年7月5日、土壌モニタリングと回復力に関する指令(「土壌モニタリング法案」)を提出した。

土壌の健全性改善の方法

- 土壌モニタリング法の最終目的は、EUの汚染ゼロに向けて、2050年までにすべての土壌を健全な状態にすることである。これを達成するために、同法は土壌の健全性の定義を統合し、包括的で一貫性のあるモニタリングの枠組みを設け、持続可能な土壌管理と汚染地の回復に関する規則を定める。
- 欧州委員会の支援を受けて、加盟国はまず、自国領土内のすべての土壌の健全性をモニタリング・評価し、当局や土地所有者が適切な対策を講じることができるようにする。収集されたデータは、特に作物の多様化、精密農業、作物の開発、デジタル化された土壌管理ツールなどの分野において、土壌を管理するための技術的・組織的解決の展開に活用される。
- これにより、農業者やその他の土地所有者は、最も適切な処理方法を実施できるようになり、水や養分の消費を最小限に抑えながら、土壌の肥沃度と収量を維持・向上させることができるようになる。さらに、土壌データは、干ばつ、保水、浸食の傾向の分析を促進し、災害防止の取組強化につながる。
- EUには、潜在的な汚染サイトが280万カ所あると推定されている。この問題に取り組むため、この法案は、加盟国に対し、すべての汚染された可能性のある場所を特定し、それらを適切にマッピングし、これらの場所を調査し、人間の健康と環境にとって許容できないリスクに対処し、それによって2050年までに有害物質のない環境に貢献するよう要請している。土壌の浄化は「汚染者負担」の原則に沿って、汚染に責任のある者が費用を負担する。

(参照)欧州委員会ウェブサイト” Soil health“5 July 2023

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／土壌モニタリング法

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：土壌モニタリング法(その2)

■ 土壌モニタリング法

農業者への影響

- この提案は、農地を含む土壌の健全性に関する知識とデータの利用可能性を高め、食料、飼料、バイオマスの生産を含む土壌の機能を維持・改善するための要素が含まれている。本提案は、農業者を含む土地所有者や土地管理者に直接的な義務を課すものではない。
- 加盟国は、2050年までにEU域内で健全な土壌を実現することを視野に入れ、持続可能な土壌管理と土壌再生の対策を定めなければならない。本提案は、加盟国レベルでこれらの対策を定義する際に尊重すべき一定の原則を定めているだけで、適用すべき、あるいは禁止すべき具体的な管理方法を定義しているわけではない。このような管理方法は、加盟国がそれぞれの地域、気候、社会経済的条件、土地利用、土壌の種類、その地域と農業者に最適な方法に関する既存の知識を考慮し、国レベルで適応させるべきである。
- 提案には、他のEU法制のもとで義務づけられている既存の計画やプログラム等とのシナジー効果の発現を図り、これらの対策を確立する義務も含まれている。したがって、加盟国は、CAPにもとづく自発的な対策など、国内及び欧州の支援メカニズムの下で策定された施策を含めることを決定することができる。農業者は、それらの支援プログラムに登録するか否かを決めることができる。
- 将来的に、農業者には、土壌の状態に関するデータと知識が提供され、土壌の健全性を向上させるための合理的な行動を起こすことができるようになる。この提案には、加盟国の農業者がそれぞれの状況に最も適した農法を特定できるよう支援するためのいくつかの要素が含まれている。
 - 持続可能な管理方法の特定
 - 持続可能な土壌管理の実施を支援する金融商品へのアクセス
 - アドバイスや研修活動、能力開発への容易なアクセス
 - 炭素除去認証とのシナジー効果を期待して開発される認証制度(土壌の健全性を認証してもらうという農業者の自主的なオプションは、土壌管理を適切に行うことで市場から評価され、財政的支援やインセンティブを受けられるため、新たな機会をもたらすことが見込まれる。)

(参照)欧州委員会ウェブサイト“Questions and Answers on a Directive on Soil Monitoring and Resilience”5 July 2023

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／産業排出指令及び産業排出ポータル規則

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：産業排出指令及び産業排出ポータル規則

■ 産業排出指令及び産業排出ポータル規則

- 欧州議会と理事会は2023年11月29日、産業排出指令(Industrial Emissions Directive)の改正及び産業排出ポータル(Industrial Emissions Portal)規則の制定に関する暫定的な合意に達した。

目的

- 新規則は、集約型畜産場を含む産業施設からの大気、水、土壌への有害物質や廃棄物の排出を削減することにより、人の健康と環境をより良く保護することを目的としている。
- また、より包括的で統合された産業排出ポータルを確立するため、既存の欧州汚染物質排出移動登録制度(E-PRTR)をアップグレードし、環境関連のデータの報告システムを改善することも目的としている。(E-PRTRとは、EU加盟国等の産業汚染物質の放出量と発生源のあるサイト外への移動量についてのデータを透明性の観点から公表する仕組み。)

産業排出指令の改正

- 産業排出指令は、EUにおける、集約型畜産農場を含む産業施設からの窒素酸化物、アンモニア、水銀、メタン、二酸化炭素などの排出を規制する主要な制度である。工業施設や農場は、利用可能な最良の技術(Best Available Techniques : BAT)を基準として、各国当局からの許可に従って操業することが義務付けられる。
- 改正される指令は、エネルギー効率、循環型経済、脱炭素化を促進するものである。
- 暫定合意において、特定の畜産に関する農業基準値が調整された。具体的に、豚は350LSU、家禽は280LSU(産卵鶏は300LSU)、混合農場は380LSUである。粗放農業と家庭用の畜産農業は指令の適用範囲から除外される。(※LSU:家畜単位。)新規則は2030年に大規模農場から順次適用される見込みである。
- 2022年4月の欧州委員会が発表した改正案の段階では、産業排出指令の規制の対象に牛は含まれていたが、2023年11月の暫定合意は、従来の改正案の一部が覆され、牛を含まないものとなった。

(参照) European Commissionウェブサイト”Industrial emissions: Council and Parliament agree on new rules to reduce harmful emissions from industry and improve public access to information” 29 Nov 2023,
The council of the EU and the European council.ウェブサイト”Industrial emissions: Council and Parliament agree on new rules to reduce harmful emissions from industry and improve public access to information” 29 Nov 2023,
独立行政法人 農畜産業振興機構ウェブサイト”EU理事会、産業排出指令改正の暫定合意で牛の生産者を除外(EU)”

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／産業排出指令及び産業排出ポータル規則

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：産業排出指令及び産業ポータル規制

■ 産業排出指令及び産業排出ポータル規則

産業排出 ポータル

- 欧州議会及び理事会の合意では、既存のE-PRTR規則に代わり、産業界からの汚染物質の排出に関する情報ポータルを新設する提案も含まれる。
- このポータルは、産業排出に関する情報への一般公開を強化し、環境に関する意思決定への一般参加を促すものである。ポータルには、循環型、資源効率の高い経済への進展を監視するために、関連施設による水、エネルギー、主要原材料の使用に関するデータも含まれる。
- 欧州議会及び理事会は、規制の対象となる活動及び汚染物質、ならびに附属書I(設定された閾値以上の報告が必要な活動に関するもの)及びII(設定された閾値以上の報告が必要な汚染物質に関するもの)に適用される閾値を評価するための一般レビュー条項を導入した。
- ジコホルと2種類のPFAS(ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)が、附属書IIのリストに追加された。
- 2026年までに、欧州委員会は附属書IIの見直しを行い、これらの物質の測定方法に関する指針を示さなければならない。
- 両機関は、加盟国に新規則に適応するための十分な時間を与えるため、規則の発効を2028年とすることで合意した。

次の ステップ

- 次のステップとしては、欧州議会と理事会は今後、合意に基づき、改正産業排出指令と新しい産業排出ポータル規則を正式に採択しなくてはならない。正式に採択されれば、官報に掲載されてから20日目に発効する。
- 改正産業排出指令が発効すると、加盟国は新規則を実施するために22ヶ月の猶予を与えられる。産業排出ポータル規則が法制化される前に、欧州委員会は、報告マニュアルと二次法の整備に取り組み、2028年までに事業者と加盟国は報告できるよう準備を整える。

(参照) European Commissionウェブサイト“Industrial emissions: Council and Parliament agree on new rules to reduce harmful emissions from industry and improve public access to information” 29 Nov 2023,
The council of the EU and the European council.ウェブサイト“Industrial emissions: Council and Parliament agree on new rules to reduce harmful emissions from industry and improve public access to information” 29 Nov 2023,

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案

■ 農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案

- 欧州委員会は2023年12月7日、CAPによって導入されたEU競争法の新たな適用除外を用いて、農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案(「ガイドライン」)を採択した。

目的

- EU機能条約(「TFEU」)第101条は一般的に、競争者間の価格上昇や数量減少につながる協定など、競争を制限する企業間の協定を禁止している。
- しかし、農産物市場の共通市場機構規則(「CMO規則」)1308/2013の第210a条は、農業分野における特定の制限的な協定が持続可能性に関する基準を満たすために不可欠である場合、当該協定をEU機能条約第101条に規定する禁止対象から除外している。

新ガイドラインの概要

- 本ガイドライン案は、農業食品分野で活動する事業者が、同規則第210a条の下で、どのように持続可能性のための共同取組を行うことができるかを明確にすることを目的としている。新ガイドラインの概要は以下の通り。
 - 適用除外の範囲を明確にすること
 - － 適用除外は、異なる農業生産者間の協定と、農業生産者と、生産、流通、輸送、包装分野の企業などの農業食品のサプライチェーンの関係者間の協定にのみ適用される。農業生産者を含まない農業食品サプライチェーンに係る事業者間のみで締結された協定は、協定が農産物に関するものであっても、適用除外の対象とはならない。さらに、協定は常に農産物に関するものでなければならない。
 - 対象となる持続可能性の目標の定義
 - － 対象となる持続可能性の目標を定義する。ガイドラインは、協定で追求できる持続可能性の目的の範囲を明確化している。これらの目的はCMO規則の第210条aに規定されており、3つのカテゴリーに分けられる：(i)環境保護、(ii)農薬使用と薬剤耐性の削減、(iii)動物の健康と福祉である。つまり、経済的・社会的持続可能性目標(例えば、農業者や農業労働者に対する公正な報酬)を追求する協定は、適用除外の対象外となる。

(参照) European Commissionウェブサイト° Commission adopts antitrust Guidelines for sustainability agreements in agriculture “7 December 2023,

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案

■ 農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案

新ガイド ラインの 概要

- 持続可能性に係る基準の要件の設定
 - － 除外措置の恩恵を受けるためには、締約国は、EU法または国内法で義務付けられているものよりも高い持続可能性の基準を採用することに合意する必要がある。このような合意は、持続可能性の基準の達成に不可欠なものでなければならない。
- 持続可能性基準を達成するために、不可欠な制限であることを評価すること
 - － サステナビリティ協定の当事者は、その制限が持続可能性基準を達成するために不可欠なものであるかどうかを説明する必要がある。
 - － ガイドラインでは、競争の制限が不可欠かどうかを実際に評価する方法を詳述している。例えば、事業者は、追加コストをカバーするための生産者への支払いや、生産者が基準を採用するリスクを取るうえでの金銭的インセンティブについて合意することができる。他の加盟国の商品や事業者を排除することは、原則として持続可能性の基準の達成のためには不可欠ではないと考えられる。
- 当局による事後介入の範囲
 - － 本ガイドラインは、サステナビリティ協定の実施が、特に不合理な消費者価格や、消費者の大きな需要がある製品の市場からの排除につながる場合、競争法の関係当局が介入し、サステナビリティ協定の停止や修正を要求することができることを明確化している

(参照) European Commissionウェブサイト° Commission adopts antitrust Guidelines for sustainability agreements in agriculture “7 December 2023,

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／農薬の持続可能な使用に関する規則

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：農薬の持続可能な使用に関する規則

■ 農薬の持続可能な使用に関する規則(Regulation of The European Parliament And of The Council on the sustainable use of plant protection products and amending Regulation)の廃案

- 2022年6月22日：欧州委員会は2030年までにEU域内全体での化学農薬の使用量を50%削減するとした規則案を発表した。(規則案は、2009年の持続可能な利用指令に代わるもの。)
- 2023年10月24日：欧州議会では、環境・公衆衛生・食品安全委員会が、欧州委員会の文章を大幅に修正した規則案を採択した。
- **2023年11月22日：欧州議会は法案を否決した。(賛成207、反対299、棄権121)**

概要 (2022年 6月時点)

- 2022年6月の規則案は、「欧州グリーン・ディール」と「Farm To Fork戦略」に沿って、現行の「持続可能な農薬の使用に関する指令を加盟国に直接適用できる「規則」とし、公衆衛生の向上や、生物多様性の保護強化、より持続可能な食品システムの構築を目指すものである。各加盟国には拘束力のある削減目標が課されることとなり、その設定に当たっては、その国固有の事情が考慮されるものの、欧州委は最低でもそれぞれ35%以上の削減を求めるとした。
- 規則案では公園、運動場といった公共スペースや環境保護が必要とされている区域、その周囲3メートル以内で、化学農薬の使用を全面的に禁止とした。また、化学農薬使用とそれに伴うリスクの削減の手段としては、(1)より危険性が高い化学農薬の販売禁止、(2)総合的病害虫・雑草管理(IPM、注)に従って生物的防除(害虫の天敵を活用)といった、化学農薬に代わる技術の開発・普及、(3)有機農業の推進、(4)精密農業や新技術の活用を挙げた。
- 農業分野では、化学農薬は「最終手段」として使用が認められるものの、IPMや代替手段を推進する。また、CAPを財源として、ドローン、GPSを装備した散布機、除草ロボットなどの購入補助や助言サービスの実施といった、農業事業者への化学農薬使用削減の取り組みを支援する。さらには、EUの研究開発支援枠組み「ホライズン・ヨーロッパ」や「デジタル・ヨーロッパ・プログラム」などを活用して、IPMやデジタル・ソリューション関連の研究開発を推進する。
 - 注：病害虫・雑草などが発生しにくい環境を整えつつ、病害虫が発生すれば生物的防除などの防除方法を組み合わせ、環境への負荷を軽減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除体系。

批判

- この提案について、関係者の意見は大きく分かれている。環境保護団体はより野心的なものを求めている。
- 農業界は、農業者にとって代替手段がないこと、影響を受けやすい地域を広くカバーしていること、事業継続への影響を懸念している。目標達成の進捗状況を把握するための指標についても、各方面から批判の声が上がっていた。(欧州最大の農業協同組合・農業生産者団体COPA-COGECAなどが、反対勢力としてロビー活動を展開。)